

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から令和元年7月23日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和元年9月10日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
農業総合研究センター水田農業試験場	物品の管理が適切でないものがある。	平成30年度の生産物受払簿を作成した。 生産物の受払は総務課長だけで行ってきたが、今年度からは総務主査と2名で行うこととした。 生産物受払簿の補助簿的な「刈取り及び出庫状況表」を新たに作成することとし、それをもとに生産物受払簿に記入することとした。
農業総合研究センター園芸試験場	関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。	権限や契約実務が一目で確認できるよう、「契約実務チェックシート」を作成し、担当者の確認作業を容易にしたほか、起案文書に添付することにより、査閲者、決裁権者によるチェック体制を強化した。
	前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	毎年発生する定例的な調定については、「調定時期一覧表」としてリスト化し、調定日等を担当者と総務課長の複数で検証する体制にした。